令和7年●●月●●日

▲▲▲事業所

書記　●●　●●

**議事録（虐待対策検討委員会）**

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日時　令和7年●●月●●日（月）　午後1時00分～

場所　▲▲▲事業所　事務所

参加者　鈴木管理者、佐藤、田中、山田（書記）

内容　虐待防止研修の事例と職員採用と職員研修、ほか身体拘束の手続き等について

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

１．障害福祉サービスで発生した虐待事例について（身体的虐待と経済的虐待の事例）

【事例①】

障害福祉サービスで発生した虐待事例（株式会社恵における不正事件）ですが、非常に大きな業界全体としての虐待事件に派生したので、今回の虐待対策検討委員会では、本事例を検討します。

当該虐待対策検討委員会では、利用者に対して発生した「身体的虐待」、「経済的虐待」について、その事例を確認することが主眼となりますが、これに派生して、この事業者に対しては「連座制」が適用されたことから、この点についても時系列で確認します。

ちなみに、介護業界で事業者に対し「連座制」が適用されたのは平成18年～19年に発生した株式会社コムスンによる不正事件以来となります。

★不正行為の概要

　本来、食材料費は食事を作るための原材料費（実費）であり、残金が発生した場合には返金することが原則である。

しかしながら当該事業者は、利用者から支払を受ける食材料費について、貴法人運営の各事業所の利用者から支払を受けた金銭を総じて貴法人の売上に計上した上、利用者から支払を受けた金銭に比し、遥かに低廉な額を利用者が要する食材料費として各事業所に配分する手法を採用、利用者から支払を受けた金銭と利用者の生活援助に実際に要した食材料費との差額を株式会社恵の収益としていた。

これは、本部が組織的に関与するとともに継続的に利用者から過大な食材料費の支払いを受けていたものであることが判明した。

★本事例における虐待の類型

「身体的虐待」・・・利用者に適切な食事を提供していなかった。

「経済的虐待」・・・金銭負担に比し、遥かに低廉な額の食材料費の食事提供。

　今回は、この事件に対する行政機関の対応、行政処分に至るまでの経過を、次のとおりまとめ、次のとおりご説明します。

①令和5年4月（愛知県、名古屋市等で監査実施）

　愛知県から、株式会社恵の運営する複数のグループホームにおいて、利用者が支払う食材料費の過大徴収が行われていると報告があった。

☞岡崎市等で「食材料費の過大徴収」のみならず「職員配置の偽装」ような不正請求が判明。

②令和5年6月（業務管理体制に係る特別検査の実施）

　愛知県からの報告を受け、厚生労働省は、株式会社恵の本社等に対し、業務管理体制に係る特別監査を実施。

③令和5年6月（各都道府県、指定都市、中核市で業務管理体制の特別監査実施）

　厚生労働省から指定権者に対し、愛知県、名古屋市以外に所在する事業所にて業務管理体制の特別監査を実施するよう要請する。

　④令和5年12月22日（業務管理体制の整備について改善勧告)

　厚生労働省では、株式会社恵に対し、業務管理体制の整備について改善勧告を行う。

☞正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていない。

⑤令和6年1月30日（改善勧告に対する回答①)

　改善勧告に対する回答はあったものの、利用者からの過大な食材料費の支払を受けた事案以外の法令違反事実の有無についての言及がなされていない。

　⑥令和6年3月～5月（各都道府県、指定都市、中核市で監査実施）

　厚生労働省から指定権者に対し、愛知県、名古屋市以外に所在する事業所にて監査の実施。膨大な法令違反の事実が判明した。

　⑦令和6年5月（指定取消に先立ち「聴聞」の機会を付与）

　愛知県と名古屋市は、指定取消処分実施に先立ち、聴聞の機会の日程を通知する。これは行政手続法の不利益処分にあたるための手続き。

⑧令和6年6月4日（改善勧告に対する回答②)

　この回答では、利用者からの過大な食材料費の支払を受けた事案以外の法令違反事実について調査等を行ったとされるが、食材料費の過大請求以外の法令違反に関する事実が明らかにされていない。

☞同社運営のグループホーム事業所約半数の事業所と、それ以外の事業所において、全く検査を行っていないことが判明。

　⑨令和6年6月26日（愛知県及び名古屋市にて指定取消処分実施）

　愛知県及び名古屋市において、株式会社恵が運営するグループホーム（5事業所）の指定取消処分が実施。

　⑩令和6年6月26日（厚生労働省で連座制を適用実施）

　当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について、株式会社恵本社等の組織的関与に基づく連座制の適用。同社及び各関係自治体に通知。

⑪令和6年6月26日（業務管理体制の整備について改善命令)

　厚生労働省では、株式会社恵に対し、業務管理体制の整備について改善命令を行う。

☞法令遵守、業務執行の状況を監査するといった業務管理体制が十分に機能していない。

　⑫令和6年6月26日（厚生労働省障害保健福祉部長名で行政指導）

　今後、定期的に株式会社恵から、今後の事業に係る状況等の報告を求める。

☞指定更新日まで障害福祉サービスを行うことに対する行政指導。

　⑬令和6年8月31日（指定取消処分の効力が発生する日）

　指定取消処分の効力が発生する日のうち、最も早い日は令和6年8月31日であり、この日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができない。

⑭令和7年1月20日（株式会社恵の事業承継契約の締結）

　株式会社ビオネストと正式に事業承継の契約を締結する。これに伴い、株式会社恵の運営するグループホーム98事業所のうち、93事業所が対象となる。

　また、株式会社恵が運営するグループホーム以外の障害福祉サービス等についても事業承継の対象となる。

２．令和6年度運営基準改正の確認

　令和6年度運営基準・介護報酬改定での「高齢者虐待防止措置未実施減算」が実施されたので、以下の減算に係る算定要件を確認、事業所としての義務を確認する。

【事業所としての義務】

ア　虐待の発生のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員の周知徹底を図ること

イ　虐待の防止のための指針を整備すること

ウ　従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

エ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

【事業所としての今後の対応】

ア　委員会は年２回開催（今回実施。次回は８月を予定）

イ　虐待防止の指針の整備（指針を作成完了）

ウ　虐待防止研修は年〇回開催予定

エ　担当者（佐藤管理者）

３．高齢者虐待防止措置未実施減算における減算方法についての注意点

　この「高齢者虐待防止未実施減算」が適用されるのは、高齢者虐待が発生した場合ではなく、基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算される。つまり上記を箇条書きにまとめると以下のとおり。

【減算が適用されるにあたっての注意点】

　・減算の適用は高齢者虐待が発生した場合ではないこと

　・基準に規定する措置(前ページの要件ア～エ)を講じていないこと

　・利用者全員についての所定単位数からの減算であること

以上